

会派研究研修報告書

令和2年11月9日

常滑市議会議長 殿

会 派 名 新風クラブ

会派の代表者 坂本 直幸



会派等の研究研修報告を次のとおり提出します。

記

- 1 期 日 令和2年8月19日（水）
午後1時～午後5時
- 2 研 修 名 自治体議員決算学習会
- 3 場 所 井上議員 自宅
- 4 参 加 者 坂本直幸、井上恭子
- 5 研修の内容 約15市町村の議員と市民が各自の決算資料を持ち寄り、その市町の財政状況を発表し、それを地方自治総合研究所研究員の講師である菅原敏夫氏より分析評価を頂く。
今回はコロナの時期であるため、講師からオンラインで国の今後の財政動向の講座を受け、各市町の決算状況や課題についての勉強をした。
各市町のコロナ対策や議会運営などの情報交換も行った。
- 6 経 費
研究会参加費

井上恭子（会 員議員）	4,000円
坂本直幸（会員外議員）	6,000円
<hr/>	
合計	10,000円



会派研究研修報告書

新風クラブ代表 坂本直幸
井上恭子

期 日 令和2年8月19日（水）

研 修 名 自治体議員決算学習会

オンライン講座

講 師 菅原 敏夫氏（地方自治総合研究所研究員）

場 所 井上議員 自宅

目 的 今回はコロナの時期であるため、地方自治総合研究所研究員の講師である菅原敏夫氏よりオンラインで国の今後の財政動向の講座を受ける。

約15市町村の議員と市民が各自の決算資料を持ち寄り、その市町の財政状況を発表し、各市町のコロナ対策や議会運営などの情報交換も行い、講師より分析評価を頂いたものを9月の決算審査に役立てる。

【調査報告】

1部 講演

講 師 菅原敏夫氏

プロフィール 公益財団法人 地方自治総合研究所研究員

内 容 19年度決算をどう読むか

～議会と決算、監査、そして21予算へ～

決算見込み、決算議会への準備

「決算見込み」は決算だけのものではない。2019年度決算は、2021年度予算編成の重要な出発点で、21年度予算は困難な編成過程が待っている。出発点が分からなければ、着地点は危険にさらされるのでとても重要である。

国の令和元年度決算見込みの税収は確実に下がり、消費税は、税務署に納めるのは少し先になるので、今は問題ないが、物価の上昇や買い控えなどあるため、消費増税は確実に経済をシュリンク（縮減）させる。消費税は、税収にとっても消費者にとっても経済にとっても悪税であるという。

東京都国立市は決算見込みを7月20日に出している。予算編成の方向性を決める決算審査は極めて重要なので、決算見込みをいち早く公表して、議論を喚起し、決算審査を入念に行い、その結果を予算編成に反映させる。このサイクルは重要であるという。

1、 19 決算審査と勘所

- 2019 年 10 月からは、消費税率が 10% になった。同時に、幼児教育・保育の無償化が始まった。消費税収の増収は 10 月 1 日から始まるのではないので、平年度化して 20 年にかけて、どのような傾向が現れるかを注視する。
- 国民健康保険財政は 2018 年度から、都道府県を単位とする保険制度に変わったが、この改革、保険財政にどのような影響を与えているのか。被保険者の保険料にはどのような影響があったのか。
- 介護保険事業計画は第 7 期が 2018、2019、2020 年度。給付の増加は続いている。
- 会計年度任用職員制度は 2020 年度から始まる。それまでは、「臨時的任用職員」だった給料は「賃金」として支払われて人件費を数字上抑え、物件費にカウントしてきた。20 年度から「臨時的任用職員」は概ね「会計年度任用職員」となり、その賃金は人件費で、「給料」となり、第 7 節「賃金」は廃止され、その後の節の番号が繰り上がるため、処遇の変化はさらに分かりにくくなる。19 年度は 7 節「賃金」の最後の年となる。
- 新地方公会計制度は 2018 年度中に「統一的基準」による整備を終わらせ、同時に、固定資産台帳の整備も行い、19 年度からは活用の時代となるはずになっている。
- 新地方公会計制度は 2018 年度中に「統一的基準」による整備を終わらせ、19 年度は、まず、19 年度末の固定資産台帳更新の実態を調べ、資産の状態を正確に把握できているかを確認しなければならない。19 年度は災害の多発、コロナ禍による、公共施設整備の停滞、基金の大幅取り崩し、負債の増大など、資産・負債管理の出番であるので、新地方公会計の真価が問われる。
- コロナ禍は新しいタイプの災害の危険を示しているのかもしれないが、制度は追いついていない。
- 2019 年度最終補正の対策費がついた自治体もあるかもしれない。議会の議論の様子等まとめておく。
- 台風災害等では、2020 年度から地方財政対策で、河川の洪水予防浚渫地方債の創設が決まった。
- 自治体決算制度、監査制度では、2017 年地方自治法改正の最後の未施行重要項目、監査基準の策定と内部統制基本方針の策定の二つが 20 年 4 月 1 日に施行された。19 年度中の準備の過程をフォローしておく必要がある。

2、 決算カードの見方

- △のついている数値（マイナス）は全てチェックしよう。

△のつく可能性があるのは、「決算収支の状況」の 6. 単年度収支と 10. 実質単年度収支だ。単年度収支の△は黒字が減っていること（その原因は？）、実質単年度収支の△は積立金取崩額が大きかったことによる（何に使ったのだろうか？）もう一つ△のつく可能性のある欄は、「市町村税」の「増減率」だ。何が減っているのか、あるいは大きく伸びているものがあればその原因を調べる。

- 「経常収支比率」の数値が昨年と比較して、増えたのか減ったのか、近隣自治体や同種自治体に比べて、高いのか低いのか。次に、悪化したのは分母のせいなのか、分子（経常経費：人件費、扶助費、公債費）のせいなのか調べる。

3、消費税と地方消費税

	～14/3/31	～19/9/30	19/10/1～
消費税＋地方消費税	5%	8%	10%
消費税	4%	6.3%	7.8%
うち交付税分	1.18%	1.40%	1.52%
(法定率)	(29.5%)	(22.3%)	(19.5%)
地方消費税	1%	1.7%	2.2%
社会保障財源		1.7%うち0.7%分は社会保障財源	うち1.2%分は社会保障財源
地方分合計	2.18%	3.10%	3.72%

4、幼保無償化

幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について 幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算:3,882 億円(公費) 3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

5、監査・内部統制

「第198条の3 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準(法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(以下この項において「監査等」という。)の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。)に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。」と規定された。このように規定されたが、本当になされているか疑問を感じているところである。

内部統制が機能していれば(これに関する法改正も今回行われている。2020年4月施行。) 合规性の監査は特別・特殊な専門性を必要としなくなるだろう。それにもなって内部統制の監査と議会への報告が必要となってくる。不正経理があったら、内部統制が機能していなかったのだからトップが責任をとる。今度の自治法の改正はトップが責任をとる仕組みが取り入れられていない。こんなバカな改正はないのではないかと思う。

6、監査基準

「第198条の4 監査基準は、監査委員が定めるものとする。② 前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。③ 監査委員は、監査

基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。④ 前二項の規定は、監査基準の変更について準用する。⑤ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。」とあり、監査委員は自分で基準を決めなさいと書かれている。

監査委員制度の義務設置以来一番大きな変更として、議選の監査委員を置かなくともよくなる。しかし、そもそも自治体の監査の専門家って誰なのか疑問に残るところである。

7、 固定資産台帳の整備

もう一つの欠陥は貸借対照表の借方、資産の部の真実性を証明できないことである。いかなる会計基準を採ろうとも固定資産を表示しないことはない。資本取引と損益取引の峻別も求められる。この整備が貸借対照表を支える重要な支点だったにもかかわらず、できあがったものはあまりにも自治体間の精度が違いすぎて比較もできなければ、どこまでなら真実であるかを証明する手立ても得られなかった。このような状況では財務諸表は完成しない。

8、 自治体決算・材料

今日の時点で9月決算議会の対象である「2019年度（令和元年度）」の数字が利用できるのは、 1）決算カード19年度版 2）市町村決算状況調査表19年版（決算統計） 3）市町村決算状況調査「検収調書」19年版 4）健全化判断比率の状況19年度版 である。私たちもこの材料を元に考えを進めていくとよい。

9、 決算審査意見書

「1（2）財政指標の状況」の部分で出てくる指標は、財政力指数、経常一般財源比率、経常収支比率の3つである。監査委員はここは細かく見ていて、7月の早い段階で、県内の各市の決算カードは相互に交換しあって、全部の市の決算カードを持っている。

第2部

講座受講者である自治体（設楽町・豊明市・みよし市・碧南市・愛西市・豊橋市・日進市・刈谷市・大府市・常滑市）がそれぞれの財政状況を報告。講師である菅原先生より、各自治体の財政状況の分析をしてもらったり、他の議員からの質問を受けたりした。その後先生より、決算カードの見方、経常収支比率の見方など決算審査の時の注意を受ける。

- 決算審査をする場合、△のついている数値（マイナス）はすべてチェックする。
△のつく可能性があるのは、「決算収支の状況」の 6. 単年度収支と 10. 実質単

年度収支である。単年度収支の△は黒字が減っていることであるため、要注意である。

- 「経営収支比率」の数値が昨年と比較して、増えたのか減ったのか、近隣自治体や同種自治体に比べて、高いか低いかを検討する必要性。悪化した原因は分母のせいか分子（経営収支 人件費、扶助費、公債費）のせいかを調査する必要がある。

【所感及び常滑市への反映】

井上：毎回、菅原先生のお話は、制度変更や地域創生など、国の基準であるお話をされ、とても参考となる。今回は、各市町村の決算委員会に向けて行われた勉強会である。ゆえに上記にまとめた全ての項目を熟知し、調査すべきところは調査し、決算の認定のために活用していきたい。特に今回はコロナ禍で来年度の予算編成が難しくなっていくのは目に見えている故、決算認定に当たって、来年度予算のみならず数年先まで考慮した決算の質問を考える必要性を感じた。

このような勉強会を議員全員が受け、共通認識を持ち、今後の常滑市の福祉向上のために議会チームとしての決算特別委員会として行くと良いと思った。

坂本：予算決算の見分け方がよく分かり、今後の議員として役立てていきたいと思う。

